

東京都サービス管理責任者等研修検討会設置要綱

平成30年4月20日30心福地第32号
一部改正 令和元年8月7日31心福地第307号
一部改正 令和6年4月26日6心福地第38号
一部改正 令和7年11月28日7心福地第418号

(目的)

第1 東京都サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成27年4月1日付27福保障計第12号）の7に基づき、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「研修」という。）を円滑かつ効果的に行えるよう、研修カリキュラム等について検討するため、東京都サービス管理責任者等研修検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 検討会は、次の事項について検討する。

- 一 研修カリキュラム
- 二 研修の方法
- 三 講師候補者の選定及び養成
- 四 その他研修実施に必要なこと

(構成)

第3 検討会は、次に掲げる者のうちから、東京都心身障害者福祉センター所長が委嘱する15名以内の委員で構成する。

- 一 学識経験者
- 二 障害福祉サービス提供事業者
- 三 行政関係者
- 四 前各号に掲げる者のほか、東京都心身障害者福祉センター所長が必要と認める者

2 検討会は、必要に応じて、厚生労働省及びこども家庭庁によるサービス管理責任者等指導者養成研修を受講した者及びサービス提供事業所管理者から意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5 検討会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会の会務を総括し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が委員長代理としてその職務を行う。

(招集等)

第6 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第3に掲げる者のほか、第2に規定する事項の検討に資する者に検討会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

(事務局)

第8 検討会の円滑な運営を図るため、東京都心身障害者福祉センターに事務局を置き、検討会の庶務は事務局において処理する。

(部会)

第9 検討会は、特定の事項について検討を行うため、部会を置くことができる。

2 設置する部会の名称、人数等は事務局会議で調整のうえ、委員長が決定する。

3 各部会の部会員は、委員及び障害福祉関係機関等から推薦された協力員のうちから、それぞれ委員長が指名する。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

(その他)

第10 検討会は、東京都自立支援協議会と協力し、検討にあたるものとする。

検討会は、東京都自立支援協議会と協力し、検討にあたるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則（令和元年8月7日31心福地第307号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附則（令和6年4月26日6心福地第38号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和7年11月28日7心福地第418号）

この要綱は、決定の日から施行する。